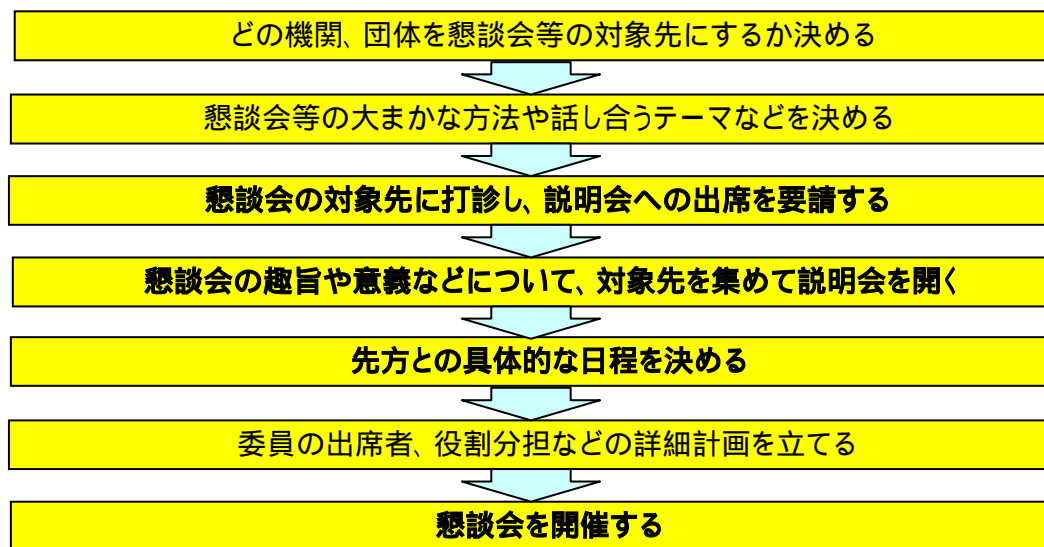


## 懇談会について

自治基本条例の主旨から、より多くの市民を巻き込み、意見収集をすることが求められます。  
パブリック・インボルブメント

その方法として、懇談会などが考えられます。  
しかしながら、時間的な制約がある為、効率良く、効果的に開催しなければなりません。

懇談会実施までのステップでは、(一部、同時進行可能な作業もありますが)以下の項目が必要と考えられ、予定通りに懇談会を開催する為には、早くから準備に取り掛かる必要があります。



(注)太字の作業項目は相手が必要な為、審議会だけで進める事はできません。

(議論のテーマ1) 懇談会の対象とすべき機関や団体の候補を決めます。

なお、実現可能かどうかの検討や優先度付け等の作業は、その次の課題とし、まず、委員の意見を集めます。

対象先候補(例):

自治会、地区コミュニティ推進協議会、商工会、婦人会、体育協会、農協、青年会議所、学校(大・高・中・小、養、または、PTA)、NPO、議会、市役所、警察、消防、公共機関、民間企業 等

(議論のテーマ2) 具体的に対象先を決定し、大まかな計画を立てなければなりません。それらの作業(とりあえず「懇談会の基本計画」とします)を、だれが作成するかについて決めます。

- A. 懇談会の基本計画は、運営・調整委員会にて案を作成する
- B. 懇談会の基本計画は、運営・調整委員会とは別の委員会にて案を作成する  
(ただし、その委員は運営・調整委員会との重複も可能。会長等は互選 等)
- C. 懇談会の基本計画は、事務局にて案を作成する

(議論のテーマ3) どの範囲まで作業を任せるかについて決めます。

- D. 懇談会の基本計画を作成する人たちの判断により、次の全体会までの間に、候補の団体等への打診や日程調整、説明会等は可能とする
- E. 懇談会の基本計画が全体会で承認されるまで、候補となる団体等への打診や日程調整等はしない
- F. 懇談会の基本計画を作成する会で出来る範囲を、D、Eケース以外に細かく規定する